

明治二十年

する法律 獨立行政法人等の保有する情報の公開に関するもの 採用する業務以外の業務は係るものと区分され

第二章 法人文書の開示

(開示請求権)
第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人

第四章 情報提供（第三十二条）

第五章 補則（第二十三條—第二十五條）

第一章 總則

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつと
り、法人文書の開示を請求する権利及び独立行
政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定
めること等により、独立行政法人等の保有する
情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人
等の有するその諸活動を国民に説明する責務が
全うされるようにすることを目的とする。

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を申立行政法人等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所

又は居所並びに法人その他の団体にあっては
代表者の氏名

二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法
人文書を特定するに足りる事項

独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不
備がある場合は、開示請求書を修正して再送
信する。

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいづれかが記録されている場合を除き、開示請求者に對し、当該法人文書を開示しなければならない。

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十二年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

て、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるもの）を除く。）

四 別表第一の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表

の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものも含む。）

又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

三　　当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

　　の機関、独立行政法人等、地方公共団体

八 口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
当該個人が公務員等（国家公務員法（昭

及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるとおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じさせ

るおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、
四　國の機関、独立行政法人等、地方公共団体
又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に
関する情報であつて、公にすることにより、

次に掲げるおそれその他該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は也固苦しくは国祭関係より交歩上不

れに併置するに當るの不法
利益を被るおそれ
犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共
の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦
課若しくは徵収に係る事務に關し、正確な
事実の把握を困難にするおそれ又は違法若

二　しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
　　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、
　　国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方
　　独立行政法人の財産上の利益又は当事者
　　としての地位を不适当に害するおそれ

本調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれへ人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれト独立行政法人等、地方公共団体が經營する企業又は地方独立行政法人に係る事業に

関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されてい場合

二〇一九年

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人の文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されていなかった部分を

において

容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報
いた部分に有意の情報が記録されていないと認
められるときは、この限りでない。

(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1

ときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）等三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。の場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条において「第三者」といふ。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他

政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。た

だし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人
文書を開示しようとする場合であって、当該

情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められると

二 第三者に關する情報が記録されていきる法人

文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を有することに第三者による該去へ

書の提出の機会を与えた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提

出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少な

くとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直

ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開

示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)
第十五条 法人文書の開示は、文書又は図面ごと

第三章 治外書の開示は、本書には固有のもので、これは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、その重刊、情報化的進展状況等を勘

は、いわばその種別、情勢の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行なう。二点、開墾の方法による、て書の開拓

う ただし 閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書

の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しに

より、これを行うことができる。
独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十二

四条第一項の規定に基づく政令の規定を参照して前項の規定に基づく電磁的記録についての開

施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第二条 政府は、行政機関情報公開法附則第二項の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況（検討）

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行期日) ○号抄

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二条並びに次条から附則第

四条まで 附則第六条から第十六条まで及び附則第二十一条の規定は、公布の日から起算して

二年を越さない範囲内において政令で定める日から施行する。

同 貝 金 历 一 月 二 日 汗 律 第 三
丁 朝 日 三 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経えな、範囲内にて政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第一条（第二号に係る部分に限る。）、第六

条並びに附則第六条、第七条、第九条(一及び第六条の規定による改正後の石油公團法第

十九条第一号に掲げる公团所有資産の処分の業務」に係る部分に限る。)、第十六条(金属

鉱業事業団に係る部分に限る) 及び第十八条(石油及びエネルギー需給構造高度化対策

特別会計預附員は一項を加える改正規定を除く。）から第二十二条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条、第二

第十二条までの規定（これらの規定中金属鉱業
事務局に係る部分を除く。）並びに付則第二
十七条までの規定

十八条及び第三十条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）の規定（公布の日から起算）

て一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行
(施行期日)

各号に定める日から施行する。
○該規定は

<p>（施行期日）</p> <p>附 則 平成一四年一二月四日法律第一二三号抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定 平成十五年十月一日</p> <p>二 附 則 平成一四年一二月四日法律第一二四号抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 平成一四年一二月四日法律第一二五号抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 平成一四年一二月四日法律第一二六号抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 平成一四年一二月四日法律第一二七号抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条から第二十三十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 平成一四年一二月四日法律第一二八号抄</p>

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条から第十四条までの規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条から第七条まで、第九条及び第十一条の規定
二 附則第三条から第七条まで、第九条及び第十一条の規定
十一条の規定 平成十五年十月一日
附 則 (平成一四年一二月六日法律第三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第三四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、信・放送機構がした行為及び通信・放送機構に係る法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、信・放送機構がした行為及び通信・放送機構に係る法律の一部改正に伴う経過措置

<p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。(政令への委任)</p> <p>第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののはか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一五年五月一六日法律第四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年十月一日(以下「施行期日」という)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年五月三〇日(以下「施行期日」という)から施行する。</p> <p>第八条 この法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づきセンターがした行為及びセンターに対してもなされた行為については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、(その他の経過措置の政令への委任)</p>
<p>第二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め</p> <p>3 この法律の施行前に情報公開審査会にされた諮詢でこの法律の施行の際当該諮詢に対する答申がされていないものは情報公開・個人情報保護審査会にされた諮詢とみなし、当該諮詢について情報公開審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。</p>
<p>附 則 (平成一五年七月一八日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一五年七月一六日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、(情報公開審査会の廃止及び情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)</p>
<p>第三章 (第一節 第二款及び第三款、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条(準用通則法第三条、第八条第一項、第十一项、第十六条及び第十七条を準用する部分)に限る。)</p> <p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一五年六月一八日法律第九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年六月一八日法律第九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、(その他の経過措置の政令への委任)</p>
<p>附 則 (平成一六年三月三一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十二条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定(第二十三条に係る部分を除く)、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定平成十六年十月一日</p> <p>附 則 (平成一六年四月二一日法律第三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。</p> <p>一 第二条(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第二百四十六号)附則第九条から第十八条までの改正規定を除く)並びに附則第三条から第七条まで、第十二条、第二十二条及び第三十条の規定、公布の日</p> <p>二 前号に掲げる規定以外の規定、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」といいう。)の成立の時</p> <p>附 則 (平成一六年六月二日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>

大学共同利用機関法人	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)	日本銀行	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(平成五年法律第三十二号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)	日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第一百九号)	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)	放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
福島国際研究機構	福島国際研究機構	放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
新関西国際空港株式会社	新関西国際空港株式会社	預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

日本私立学校振興・共済事業団	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第九号までに掲げる業務	三　設置管理条例第九条第二項に規定する事業に係る業務
二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務	三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務	
三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務		